

青森市新田浄化センター包括的運転管理業務

公募型プロポーザル募集要項

令和 8年 9月

青森市企業局水道部

目次

1	はじめに.....	1
2	業務概要.....	1
3	各施設.....	1
4	履行期間等.....	1
5	委託料の契約上限額等.....	2
6	参加者の構成等.....	2
7	参加要件.....	2
8	プロポーザルの実施日程.....	3
9	参加申し込み.....	4
10	参加資格審査及び審査結果の通知.....	5
11	現地確認及び資料の閲覧.....	5
12	質問書の受付及び回答.....	5
13	技術提案書の提出.....	6
14	プレゼンテーション及びヒアリングの実施.....	8
15	プロポーザルの審査方法.....	8
16	選定結果の通知.....	8
17	委託契約の締結.....	8
18	失格要件.....	8
19	市担当窓口.....	8

別表1－1 事業者選定基準

別表1－2 採点基準

1 はじめに

本要項は、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)により一定の資格要件を満たし、かつ技術提案により長期の業務遂行能力及び技術能力を有する受託候補者を選定するための、下水道施設維持管理業務である青森市新田浄化センター包括的運転管理業務に係る技術提案の募集要項である。

2 業務概要

(1) 業務名

青森市新田浄化センター包括的運転管理業務

(2) 業務実施場所

青森市新田浄化センター

住所 青森市新田三丁目1番1号

(3) 業務の目的

本業務は、新田浄化センターの運転管理に関する各種業務について、民間事業者の創意工夫を促し効率的な維持管理ができるよう、性能規定及び複数年契約で包括的に委託するものであり、下水道サービスレベルの維持及び向上とともに、運転管理業務の効率化を図ることを目的とする。

(4) 業務の内容

本業務の内容は、新田浄化センターの包括的運転管理業務に係る各施設(処理場、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場)の運転管理、保守点検、水質分析、環境計測、電力及び薬品等のユーティリティ調達、一部の修繕業務、環境整備、更新計画策定支援等を行うものである。

3 各施設

各施設は次のとおり。各施設の詳細は別紙の要求水準書を参照のこと。

表1 対象施設一覧

施設名	所在地
新田浄化センター	青森市新田三丁目1番1号(管理棟)、同一丁目地内(水処理施設他)
柳川ポンプ場	青森市柳川二丁目4番32号
千刈ポンプ場	青森市千刈二丁目8番1号
三内ポンプ場	青森市三内稲元90番36号
油川マンホールポンプ場	青森市大字油川字大浜18番4号
平岡第一マンホールポンプ場	青森市大字新城字平岡203番1号
富田ポンプ場(雨水)	青森市富田一丁目6番14号

4 履行期間等

(1) 履行期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

(2) 履行準備期間

本業務の契約締結日から履行開始日の前日までとする。なお、準備期間中の引継等に係る費用は受託者の負担とする。

(3) 業務時間

1日24時間通年を対象とする。

5 委託料の契約上限額等

委託料の契約上限額及び履行期間中の各年度の支払い上限額は、次のとおりとする。

(1) 契約上限額

3, 328, 500, 000円(税抜き)

(2) 委託期間中の各年度の支払い上限額

令和 9年度 332, 850, 000円(税抜き)

令和10年度 332, 850, 000円(税抜き)

令和11年度 332, 850, 000円(税抜き)

令和12年度 332, 850, 000円(税抜き)

令和13年度 332, 850, 000円(税抜き)

令和14年度 332, 850, 000円(税抜き)

令和15年度 332, 850, 000円(税抜き)

令和16年度 332, 850, 000円(税抜き)

令和17年度 332, 850, 000円(税抜き)

令和18年度 332, 850, 000円(税抜き)

6 参加者の構成等

本プロポーザルへの参加者の構成等は次のとおりとする。

(1) 参加者は、複数の企業により構成される共同企業体とする。

(2) 共同企業体の構成条件

ア 構成する企業(以下「構成員」という。)の数は2者以上とし、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

イ 構成員のうち1者以上は、青森市内に本店を有する企業であること。

ウ 構成員の出資比率は20%以上とし、代表企業の出資比率は構成員中最大とすること。

エ 代表企業がプロポーザルへの参加申請及び手続きを行うこと。また、参加申込の際に、共同企業体の協定書類の写しを提出すること。

(3) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員になることができない。

(4) 共同企業体の構成員のいずれかが、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該共同企業体は失格とする。

7 参加要件

共同企業体の代表企業は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。また、共同企業体を構成する代表以外の構成員は次に掲げる要件のうち(1)～(7)の要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込みの日において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(3) 本件に係る公告日から契約締結の日までの期間、青森市企業局競争入札参加資格業者指名停止要領(平成18年4月1日実施)の規定に基づく停止措置を受けていない者であること。

(4) 電子交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (6) 青森市暴力団排除条例(平成23年青森市条例第33号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (7) 青森市競争入札参加資格者として「水処理施設運転管理業務」の委託の業種に登録されている者であること。
- (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)により登録されている者であること。
- (9) 次のア、イの条件を満たす終末処理場の維持管理業務委託について、日本国内において、平成28年(2016)4月以降に複数年契約を元請けとして受託し、1年以上履行した実績を有するもの。
- ア 標準活性汚泥法と同等以上の水処理方式かつ濃縮、消化及び脱水工程を有する汚泥処理方式の終末処理場
- イ 日最大処理能力26,400[m³/日]以上
- (10) 次の事項をすべて満たす総括責任者を常時かつ専任で配置できる者であること。
- ア 下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する技術者である者。
- イ 下水道法で定める公共下水道もしくは流域下水道の終末処理場における維持管理実務経験が3年以上あり、かつ、総括責任者又は副総括責任者としての実務経験が合計2年以上ある者。
- (11) 次の事項をすべて満たす副総括責任者を常時かつ専任で配置できる者であること。
- ア 下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する技術者である者。
- イ 下水道法で定める公共下水道もしくは流域下水道の終末処理場における維持管理実務経験が2年以上ある者。
- (12) 次の事項をすべて満たす更新支援業務責任者を配置するものとする。
- ア 更新支援業務の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(上下水道-下水道)又は上下水道部門(下水道))、シビルコンサルティングマネージャ(RCCM、下水道)等の業務内容に応じた資格保有者(非常駐も可能)。
- イ 下水道法で定める公共下水道もしくは流域下水道の終末処理場における維持管理実務経験が2年以上ある者。
- ウ 過去10年以内に下水道施設における包括民間委託、ストックマネジメント計画の策定業務または処理場の更新・改修にかかる設計業務の実績を有する者。

なお、要件をすべて満たすことが難しい場合には、更新支援業務責任者に加え、直接的な雇用関係にある更新支援副業務責任者を配置し、更新支援業務責任者と更新支援副業務責任者を併せた複数人により上記の要件を満たせばよいものとする。

8 プロポーザルの実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、以下の日程により実施する。

表2 実施日程

No	内 容	日 付
1	参加募集の公告	令和8年9月28日(月曜日)
2	技術提案書作成に係る質問書受付期間	参加募集の公告日から 令和8年10月5日(月曜日)まで
3	技術提案書等の作成に必要な現地確認及び資料閲覧期間	参加募集の公告日から 令和8年10月5日(月曜日)まで
4	参加申込書等の提出期限	令和8年10月5日(月曜日)まで
5	参加資格の審査	令和8年10月6日(火曜日)

6	参加資格審査結果通知(発送日)	令和8年10月8日(木曜日)
7	質問に対する回答	令和8年10月14日(水曜日)まで
8	技術提案書の提出期間	参加資格審査結果通知後から 令和8年10月26日(月曜日)まで
9	技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング	令和8年11月上旬
10	プロポーザルによる選定結果の通知	令和8年11月下旬

9 参加申し込み

参加要件を満たし、プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書(第1号様式)と共に参加要件を証明できる下記書類を添付のうえ、提出すること。

(1) 参加申込書等の様式配布

各様式は市のホームページの下記の場所へ掲示。ダウンロードして使用すること。

トップページ > 産業・雇用 > 事業者のかたへ > プロポーザル

> 青森市新田浄化センター包括的運転管理業務公募型プロポーザルの実施について

(2) 提出書類

表3 参加申込時の提出書類一覧に示す各種書類を紙製 A4 ファイルに綴じて提出すること。なお、提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあるので注意すること。また、受付後の修正は認めないものとする。

表3 参加申込時の提出書類一覧

No	提出書類	様式
1	参加申込書	第1号
2	会社概要関係調書	第2号
3	共同企業体構成表	第3号
4	共同企業体協定書類の写し	
5	維持管理業務実績調書	第4号
6	印鑑証明書(会社)(写し可。提出日の3か月以内のもの)	
7	商業登記簿謄本(写し可。提出日の3か月以内のもの)	
8	納税証明書(写し可)	
	所轄税務署発行の納税証明書〔未納の税額のない証明：提出日の3か月以内のもの〕、法人税、消費税及び地方消費税、市税が課税されている場合(支店、営業所及び法人代表者を含む)は、市発行の納税証明書〔市税を滞納していない証明：提出日の3か月以内のもの〕。	
9	下水道処理施設維持管理業者登録を証明できる書類	
10	総括責任者、副総括責任者及び更新支援業務責任者の経歴及び資格	第5号 第6号 第7号
11	委任状(支店長等に常に入札及び契約を内部委任する場合のみ提出)	

(3) 提出部数 1 部

(4) 提出期限

参加申込に係る書類の提出は、参加募集の公告日から令和 8 年 10 月 5 日(月曜日)まで
受付は平日の午前 8 時半から午後 5 時までとする。

(5) 提出先

青森市企業局水道部 八重田浄化センター 新田浄化センター管理チーム

(6) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は受付期間内必着とする。

提出書類の確認後に受付票(第 33 号様式)を交付する。郵送で提出された場合は、受付票を FAX
で送信する。

(7) 参加辞退

参加申込事業者は技術提案書の提出期間内に参加辞退届(第 32 号様式)を提出することにより、
これを辞退することができる。

10 参加資格審査及び審査結果の通知

参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類について参加資格の審査を行い、参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

11 現地確認及び資料の閲覧

現地確認及び資料の閲覧を希望する者は、以下のとおり申し込むこと。

(1) 実施期間

参加募集の公告日から令和 8 年 10 月 5 日(月曜日)までの間で、希望日時を参考に青森市が指定する日時。

時間帯は午前 9 時から 12 時又は午後 1 時から 4 時までの間とする。

(2) 実施場所

現地案内 新田浄化センター及び各ポンプ場、マンホールポンプ場

閲覧場所 新田浄化センター 1 階 会議室

閲覧資料 下水道台帳、運転日誌、維持管理月報等の各施設の運転状況を確認できる資料。資料は原則として閲覧のみとする。

(3) 申込方法

現地確認及び資料の閲覧を希望する者は、現地確認申込書(第 9 号様式)に必要事項を記入し、下記まで持参、郵送又は電子メールで申し込むこと。持参する場合の受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(4) 申込先

〒038-0001 青森市新田三丁目 1 番 1 号 青森市企業局水道部 八重田浄化センター
新田浄化センター管理チーム

E-mail : gesui-yaeda@city.aomori.aomori.jp

12 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

参加募集の公告日から令和 8 年 10 月 5 日(月曜日)の午後 5 時までとする。

(2) 受付方法

公募資料及び技術提案書の作成に係る質問がある場合は、質問書(第 13 号様式)により電子メー

ルにて提出すること。

(3) 提出先メールアドレス

E-mail : gesui-yaeda@city.aomori.aomori.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、全ての参加申込事業者に対して、全ての質問に対する回答を電子メールにより行うこととし、電話及び口頭による個別の対応は行わない。

回答日は令和8年10月14日(水曜日)までとする。

1.3 技術提案書の提出

プロポーザル参加者は次のとおり技術提案書を提出すること。また、技術提案書の作成及び提出の手続きは共同企業体の代表企業が行うこと。

(1) 提出期間

技術提案書の提出期間は、参加資格審査結果通知後から令和8年10月26日(月曜日)までとし、受付時間は平日の午前8時半から午後5時までとする。

(2) 提出先

青森市企業局水道部 八重田浄化センター 新田浄化センター管理チーム

(3) 提出方法

提出方法は持参とする。

(4) 提出部数

ア 技術提案書(正本) 1部

イ 技術提案書(副本) 15部

(5) 技術提案書の内容

技術提案書の記載内容については、下表4に示す提案内容及び様式に沿って作成すること。

(6) 技術提案書の作成形態

ア 技術提案書の表紙には技術提案書(正本)(第10号様式)及び技術提案書(副本)(第11号様式)を使用すること。

イ 技術提案書の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格A4判縦置き横書き左綴りで作成し、袋とじにて提出すること。(A3判折込挿入は可)

ウ pdfデータ化した正本の電子記憶媒体1部を提出すること。

エ 各様式の一枚目にインデックス(第〇号様式)を付し、様式毎に頁(様式第〇号一頁))を記入すること。

オ 参加事業者名は技術提案書(正本)のみに記入し、技術提案書(副本)には参加事業者名やロゴマーク等は一切記載しないこと。

表4 技術提案書の内容

No	提案事項	様式	添付資料
	表紙(正及び副)	第10号、第11号	
1	管理運営の基本方針に関する提案書	第18号	
2	会社の経営状況について	第17号	貸借対照表、直近5年間の損益計算書
3	維持管理業務実績調書	第4号	業務受託実績を確認できる資料
4	総括、副総括責任者及び更新支援業務責任者の経歴及び資格	第5号、第6号、第7号	資格者証の写し
5	配置予定資格保有者(従業員)状況調書	第8号	資格者証の写し

6	見積書及び見積内訳書	第14号～第16号	
7	環境対策方針に関する提案書	第19号	
8	運転管理計画に関する提案書	第20号	
9	保守点検計画に関する提案書	第21号	
10	業務実施体制に関する提案書	第22号	
11	緊急時の体制に関する提案書	第23号	
12	修繕計画に関する提案書	第24号	
13	安全衛生管理に関する提案書	第25号	
14	物品等の調達及び業務の一部再委託の方針に関する提案書	第26号	
15	教育研修等の支援体制に関する提案書	第27号	
16	業務の引継ぎに関する提案書	第28号	
17	省エネルギー対策に関する提案書	第29号	
18	地域経済への貢献に関する提案書	第30号	
19	その他提案に関する提案書	第31号	

※ 注意事項

- ① 提出書類に不備不足の無いよう必要書類を全て提出すること。
- ② 提出書類は、返却しないものとする。
- ③ 技術提案書の作成等に要する費用は参加事業者の負担とする。

(7) 技術提案書作成上の留意事項

ア 委託料について

青森市企業局水道部が委託期間を通じて支払う委託料は、見積書の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を基準額とする。なお、業務の引継ぎ及び業務実施準備に要する費用については受託者の負担とする。

イ 土地及び施設の利用について

受託者は履行期間中、当該事業用地及び施設を無償で使用するものとする。ただし、使用上の汚損等による弁償は受託者の負担とし、善良な管理者として、施設全体の光熱水費、通信等の経費について節減に努めるものとする。

また、受託者の事務室への通信機器等の設置及びそれら機器等に係る経費については受託者の負担とする。

ウ リスク管理及び分担について

下水道管理者としての責任は青森市企業局水道部にあるが、業務範囲における施設の運転及び維持管理上の責任は、原則として受託者が負うものとする。本業務に係るリスクの分担については要求水準書によるものとする。

エ 業務の再委託について

業務を一括して再委託してはならない。ただし、業務の一部について、青森市企業局水道部の承認を得たものは再委託できるものとする。

オ 総括及び副総括責任者の選任について

総括責任者は、共同企業体の代表企業から選任されなければならない。副総括責任者については、共同企業体の代表企業又は代表企業以外の構成員から選任すること。

14 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書が提出された後、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーションの持ち時間は20分、その後の審査委員からの質疑時間を10分程度とする。

(1) 実施方法

- ア 自由形式とする。希望する事業者は、電子機器を用いて行うことができる。
- イ プレゼンテーション資料に参加事業者名やロゴマーク等は記載しないこと。
- ウ プレゼンテーションで使用する機器のうち、スクリーン及びプロジェクタは市が用意したものを使用し、それ以外に必要な機器は参加事業者が用意すること。

(2) 技術提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

(3) 出席人数は、5名までとする。プレゼンテーション参加要請書受理後、速やかにプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(第12号様式)にて出席者を届け出ること。

(4) 日時及び場所については、プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書により後日通知する。

15 プロポーザルの審査方法

評価は技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリング共に、別表1-1 事業者選定基準及び別表1-2 採点基準に基づいて行う。

それぞれの参加事業者の技術提案書の内容について評価及び採点を行い、総合点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

16 選定結果の通知

選定結果については、各参加事業者に対して、選定結果通知書により通知する。

17 委託契約の締結

青森市企業局水道部は、優先交渉権者を受託候補者とし、本業務委託契約書(案)及び技術提案書について協議のうえ、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。

ただし、優先交渉権者との協議が整わなかった場合又は優先交渉権者が何らかの理由により本委託契約を締結できなくなった場合は、次点者を受託候補者として協議を行うものとする。

18 失格要件

参加した事業者が以下に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 委託契約締結前に入札参加資格停止となった場合
- (2) 技術提案書の提出期間内に提案書類が提出されなかった場合
- (3) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本募集要項に違反すると認められる場合

19 担当窓口

本業務及び本プロポーザルに関する窓口

青森市企業局水道部 八重田浄化センター 新田浄化センター管理チーム

〒038-0001 青森市新田三丁目1番1号

TEL 017-782-7355 FAX 017-782-0147

E-mail: gesui-yaeda@city.aomori.aomori.jp

事業者選定基準

評価項目		評価内容	関連 様式
大項目	小項目		
参加者の業務実績等の 一般的事項 (50点)	a) 参加者の業務実績	代表企業の業務実績について、標準活性汚泥法と同等以上の水処理方式かつ濃縮、消化及び脱水工程を有する汚泥処理方式の終末処理場で、日最大処理能力26,400m ³ /日以上以上の規模の維持管理委託について、平成28年4月以降に複数年契約を元請けとして受託し、1年以上履行した実績の数により業務遂行に対する信頼性を評価する。	4号
		代表企業以外の構成員の業務実績について、下水道施設の業務委託の受託実績の件数により構成員としての業務遂行能力を評価する。	
	b) 総括責任者の業務実績	公共下水道又は流域下水道の終末処理場における維持管理実務経験（3年以上）及び総括又は副総括責任者として勤務した実務経験（合計2年以上）の年数により信頼性を評価する。	5号
	c) 副総括責任者の業務実績	公共下水道又は流域下水道の終末処理場における維持管理実務経験（2年以上）の年数により信頼性を評価する。	6号
	d) 更新支援業務責任者の業務実績	技術者が有する資格、公共下水道又は流域下水道の終末処理場における維持管理実務経験（2年以上）の年数、過去10年間の業務実績により信頼性を評価する。	7号
	e) 下水道資格の保有者数	代表企業における下水道法で定める処理施設・ポンプ施設の維持管理資格保有者数により技術力を評価する。	8号
	f) 参加者の経営状況	財務諸表（自己資本比率、経常利益の黒字期間）に基づき経営状況の安定性を評価する。	17号
事業計画提案に関する事項 (20点)	a) 管理運営の基本方針	包括的民間委託（レベル2.5）からウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5））に移行するにあたって、業務履行期間（10年間）における進行管理、具体的な取組に関する提案がなされているか。	18号
	b) 環境対策方針	業務の遂行にあたり、周辺地域に対する騒音、振動、悪臭等の発生防止対策及び環境保全のための取組が具体的に示されているか。	19号
運転及び維持管理業務提案に関する事項 (125点)	a) 運転管理計画	汚水処理の運転管理方法が要求水準を安定的に満足させる内容となっているか。	20号
		汚泥処理の運転管理方法が要求水準を安定的に満足させる内容となっているか。	
		安定的な施設の運転管理に資する水質分析方法となっているか。	
	b) 保守点検計画	設備異常の兆候を把握できる点検内容となっているか。	21号
		設備の中長期的な改築更新計画の立案に有効な点検内容となっているか。	
		機器整備方法が設備の良好な機能を維持できる内容となっているか。	
	c) 業務実施体制	24時間通年で安定的に業務を遂行するために必要な組織体制となっているか。	22号
		人員配置、勤務体制等が整っているか。	
	d) 緊急時の体制	異常時及び緊急時の対応策が十分検討されているか。	23号
		緊急時の人員配置計画及び緊急連絡体制等が整っているか。	
	e) 修繕計画	効率的で安定的な設備機能維持を可能とする修繕の取組が提案されているか。	24号
		業務履行期間（10年間）を通じた修繕計画（修繕の実施内容、実施時期及び費用）立案に関する提案がなされているか。	
	f) 安全衛生管理	安全に業務を遂行するための作業基準及び業務従事者への安全教育など、安全衛生に関する管理体制が整っているか。	25号
	g) 物品等の調達及び業務の一部再委託の考え方	ユーティリティ及び物品等の調達と管理体制が整っているか。	26号
		業務の一部を再委託する場合の業務範囲、業者選定の方針が具体的に示されているか。	
	h) 教育研修等の支援体制	長期的な視点での維持管理ノウハウ継承、後継者育成についての考え方が具体的で適切であるか、技術の向上と継承に向けた業務従事者に対する研修に関する提案がなされているか。	27号
	i) 業務の引継ぎ	本業務受託時の前受託者との引き継ぎ及び委託終了時の次期受託者への引継ぎを確実に実施するための方策が具体的に検討されているか。	28号
	j) 省エネルギー対策	処理場における省エネルギー対策及び温室効果ガスの発生を抑制するための取組が具体的に提案されているか。	29号
	k) 更新計画	蓄積した点検・調査、修繕・改築情報を更新計画に反映させる方法、更新計画を点検・調査、修繕・改築にフィードバックする方法が提案されているか。	—
地域経済への貢献に関する事項 (25点)	本市の地域経済への貢献	地元雇用の確保に関する取組について提案されているか。	30号
		地元企業の活用等に関する取組について提案されているか。	
その他提案に関する事項 (20点)	独自提案	維持管理費の低減や業務の効率化に繋がるなど、市にとって有益な提案がされているか。	31号
		ウォーターPPPに移行するにあたり、プロフィットシェアを実現するための方策について提案がなされているか。	
		参加者の技術的特長や優位性が見られる提案がされているか。	
価格評価に関する事項 (60点)	委託料見積り額	委託料見積り額により、経済性を評価する。	15号
評価点合計 (300点)			

○採点基準（「価格評価に関する事項」を除く）

業務提案について、審査会委員が、評価項目及び評価内容に関し専門的見地から評価を行う。
各審査委員の評価に基づき、各審査項目の評価点を配点以内で付与し、その合計点を業務提案評価点とする。

○「価格評価に関する事項」の採点基準（小数点以下切り捨て）

価格評価に関する事項の点数 = 配点（60点）×（最低見積り額 ÷ 当該参加者の見積り額）
小数点第1位を四捨五入し、整数で算出する。

○同点の場合の順位付け

経済性の評価点及び各委員の合計・平均点は、小数点第1位を四捨五入し、整数で算出するものとするが、各委員の合計点が同一点数となった場合は、小数点第1位での四捨五入をせずに算出した点数で順位を決定する。

上記の手順においてもなお総合点が同点の場合は、評価項目のうち、「運転・維持管理業務提案に関する事項」の合計点数（配点125点）により順位を決定する。

○最低得点について

事業者選定基準の「価格評価に関する事項」を除いた全評価項目で「普通」とした点数の合計点（144点）を最低得点とし、参加者の得点がこれに満たない場合は失格とする。